

玉村町立南小学校 いじめ防止基本方針

(令和6年4月1日)

1 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条）

- いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することができないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

玉村町立南小学校は、この基本理念のもと、かけがえのない存在である児童一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめの未然防止及びいじめをなくすための対策に、強い決意で取り組んでいくこととする。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、本校のいじめ防止等の対策のため、「玉村町立南小学校いじめ防止対策委員会（以下「組織」という）」を設置する。

組織の構成委員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとする。

なお、発生事案により、必要に応じて、その他関係職員（特別支援教育コーディネーター、人権教育主任、担任等）を加えることとする。

4 いじめの未然防止の取組について

（1）教職員として

- ・子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが發揮され、互いを認め合う学級をつくる。
- ・子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育て、学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行うとともに、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。
- ・児童の実態を「学校生活アンケート」や欠席・遅刻・早退の日数等の活用により把握する。
- ・「自己決定」「自己存在感・自己肯定感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して、子どもたちの学びを保障する。
- ・道徳の授業で、いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権週間を柱として、思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。
- ・学級活動の授業を通して、自分たちの学級や学校生活の充実と向上のために、主体的に参画し、進んで話し合い、協力して実現しようとする自主的・実践的な態度の育成と連帯感の高揚に努める。また、いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合うとともに、話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・学校行事や係活動、集会等で、子どもたちが挑戦することにより、達成感や感動、相互の認め合いや高め合いなど、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。
- ・休み時間や昼休み、放課後の情報交換等、様々な機会に、児童の気になる様子やわずかな変化に全教職員が目を配る。

(2) 児童に対して

- ・学級委員会を中心として生活目標を設定するなど、全校児童でいじめ防止活動に取り組ませる。
- ・オアシス活動を中心として、異学年交流活動や縦割り活動を充実させる。
- ・いじめ問題を自分のこととして考え、主体的に解決しようとする意識をもたせる。
- ・「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方を誤りであることを学ばせる。
- ・ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危険になることなどを学ばせる。

(3) 保護者（地域）に対して

- ・あいさつや地域活動を通して、子どもとのかかわりを大切にするよう働きかける。
- ・児童が日頃から、より多くの大人とかかわることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、児童の地域の取組などへの参加を促すよう働きかける。

5 いじめの早期発見の取組について

(1) 教職員として

- ・児童や保護者との良好な人間関係を築き、気軽に相談できる雰囲気づくりに努める。
- ・児童の気になる様子やわずかな変化に気付いた場合には、速やかに関係職員間、あるいは全教職員で情報を共有化する。
- ・毎月実施する「学校生活アンケート」の回答から、気になる記述についてきめ細かく確認するとともに、指導が必要な事柄については、速やかに対応する。
- ・「C & S 質問紙」を実施し、学級内の人間関係を把握するとともに、その結果や学年・学級の実態に応じた学年・学級経営を展開する。
- ・児童に対し、自分や友達にかかるいじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から継続的に指導する。
- ・保護者に対し、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。
- ・気付いた情報や指導内容を学年内あるいは学校内で確実に共有する。

(2) 児童に対して

- ・日頃から、寂しい思いをしている友達に気付いたら、見過ごすことなく、声をかけたり一緒に誘ったりしようとする姿勢をもたせる。
- ・自分や友達のことで、困っていることや悩んでいることがあったら、勇気をもって担任の先生や保護者に相談しようとする姿勢をもたせる。

(3) 保護者（地域）に対して

- ・保護者には、児童からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、担任を通して学校へ通報するよう働きかける。
- ・地域住民には、登下校中や学校外の様子等で、いじめの事実があると思われるときは、学校へ通報するよう働きかける。

6 いじめに対する具体的な措置（対応）について

(1) 教職員として

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、なぜいけないことなのかを、児童がしっかりと分かるように指導するとともに、発見者は担任・学年主任に報告する。
- ・いじめの疑いがあるような行為が発見された場合は、「組織」がいじめとして対応すべき事案かどうかを判断し、いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までこの組織が責任をもつ。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・通常考えられるいじめ対応は、この「組織」が行い、いじめが「重大事態」と判断された場合には、玉村町教育委員会の指導・助言に従って必要な対応を行う。
- ・いじめにかかる通報を受けたときや、児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を玉村町教育委員会に報告する。
- ・いじめがあったことが確認された場合は、速やかにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及び保護者への支援や、いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。

- いじめの事案に係る情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置などを行う。

- 暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。

(2) 児童に対して

- いじめられた児童が信頼できる人（親しい友人や家族、教職員、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくるとともに、スクールカウンセラーとの面談を勧め、心のケアを行う。
- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあつてもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもたせる。

(3) 保護者（地域）に対して

- いじめられた児童の保護者に対しては、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係や徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また、判明した事実を適切な方法で情報提供する。
- いじめた児童の保護者に対して、事実関係を聴取した内容を迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生を報告（いじめ防止対策推進法第28条）

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

(2) 重大事態発生時の対応

玉村町教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断し決定する。

学校を調査主体とした場合

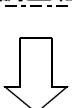
玉村町教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置



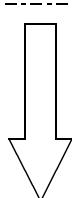
- 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

② 調査組織による、事実関係を明確にするための調査を実施



- いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて、新たな調査を実施する。

③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供



- 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることのないよう留意する。
- 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する。

④ 調査結果を玉村町教育委員会に報告



- いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、当該児童又はその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添える。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

- 玉村町教育委員会の指導・助言のもと、必要な措置を適切に行う。

教育委員会を調査主体とした場合

玉村町教育委員会の指示のもと、資料の提供など、調査に協力する。

8 PTA及び関係機関等との連携について

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 学校のいじめ防止基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- 地域・学校協力者会議（学校評議員制度）を活用し、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。
- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

9 学校のホームページでの公開

「玉村町立南小学校いじめ防止基本方針」を学校のホームページで公開する。

10 いじめ防止対策にかかる年間活動計画

	職員会議等	防止対策	早期発見	児童主体の活動
4月		学級・学年づくり 人間関係づくり	学校生活アンケート	オアシス活動 いじめ防止ポスター掲示
5月	「子どもを語る会」		学校生活アンケート	児童集会（生活目標）
6月	「子どもを語る会」	道徳の授業の充実 事案発生時・緊急対応会議の開催	教育相談（全員） 学校生活アンケート	児童集会（委員会発表）
7月			学校生活アンケート	児童集会（委員会発表） ともだちの日
8月	「子どもを語る会」	実態を踏まえた 学年・学級絆合		「いじめ防止ポスタークール」募集 玉村町子供会議
9月			学校生活アンケート	
10月	「子どもを語る会」	人権週間	学校生活アンケート	児童集会（委員会発表）
11月	「子どもを語る会」		学校生活アンケート	児童集会（委員会発表）
12月			学校生活アンケート 教育相談（希望者）	
1月	「子どもを語る会」		学校生活アンケート	児童集会（委員会発表）
2月	「子どもを語る会」		学校生活アンケート	「あいさつ・声かけ運動 ポスター・標語」募集 児童集会（委員会発表）
3月			学校生活アンケート	ありがとう集会

11 いじめ防止基本方針の改訂について

この基本方針は、実情に照らして適宜見直し、必要に応じて、より効果的なものとなるよう改訂するものとする。